

本日まで相談したい、3つのこと

1

暮らしのお手伝いと、 介護保険の線引き

私たちの考え

国のガイドブック（厚生労働省・経済産業省・農林水産省、平成28年3月）に沿って、「保険で行うこと」と「私たちが行うこと」の線引きを文書にしました。

ご相談

この線引きで合っていますか。直すところを教えてください。

2

暮らしの情報の 扱い方

私たちの考え

まず、血圧や脈拍などの**体の情報は扱いません**。ガス・電気など、暮らしの設備が「動いている／止まっている」から始めます。

集めた情報は外に出しません。外に出すのは、**成果（仕事と統計）だけ**です。

ご相談

先生への連絡は「事前の登録」の形にします。この登録は、**診療時間外の対応義務を生じさせません**。この建て付けで進めてよいでしょうか。

3

医療へつなぐ、 連絡の基準

私たちの考え

むすびは**判断をしません**。見たこと（事実）を記録して、決めた先へ渡すだけです。

見逃しが出たときの責任は、**私たち運営側が負います**。

ご相談

先生方が「**これは診察室では分らない**」と感じるのは、どんなことですか。別紙の表に、書き込みをお願いします。